一般社団法人日本肝胆膵外科学会 定款

第1章 総則

(名称)

- 第1条 当法人は、一般社団法人日本肝胆膵外科学会と称する。
- 2 当法人の名称の英文における表示は、Japanese Society of Hepato-Biliary-Pancreatic Surgery とし、その略称は JSHBPS とする。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、肝胆膵の外科に関する総合学術研究の向上発展及び知識の普及並びに国際関連学会との交流を図ることを目的とする。

(事業)

- 第4条 当法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
 - (1) 肝胆膵の外科に関する学術集会の開催
 - (2) 機関誌の発行
 - (3) 肝胆膵の外科における高度技能専門医の認定に関する事業
 - (4) 当法人と類似の事業を目的とする法人及び団体の運営及び活動に関する連絡及び協力
 - (5) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員の種別)

- 第5条 当法人の会員は、次のとおりとする。
 - (1) 正会員

当法人の目的に賛同し評議員の推薦を受けて入会した医師又は医師以外の肝胆膵外科に関する学識経験者

(2) 賛助会員

当法人の目的に賛同し当法人の事業を後援するために入会した個人又は法人

(入会)

第6条 当法人の会員となろうとする者は、理事会が別に定めるところにより、入会初年度に係る会費を添えて 入会申込書を提出しなければならない。

(会費)

- 第7条 会員は、総会で別に定める会費を納入し、もって当法人の経費を負担しなければならない。
- 2 当法人は、既納の会費については、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(退会)

第8条 会員は、理事会が別に定めるところにより理由を付した退会届を提出することにより、退会することができる。

(除名)

- 第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会において、総評議員の半数以上であって総評議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって当該会員を除名することができる。
 - (1) 会員としての義務に違反したとき
 - (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は当法人の目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名する場合には、理事会の決議を経て、当該会員に対し、前項の総会の日から一週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

(会員の資格の喪失)

- 第10条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
 - (1) 退会したとき。
 - (2) 個人である会員が死亡し、失踪宣告を受け、又は成年被後見人若しくは被保佐人となったとき。
 - (3) 法人である会員が解散し又は当該法人を消滅法人とする合併があったとき。
 - (4) 除名されたとき。
 - (5) 継続して2年間会費を滞納したとき。

(会員の資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の会費納入義務は、これを免れることはできない。

第3章 評議員

(評議員の資格の取得)

- 第12条 当法人に評議員を置き、評議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。
- 2 正会員のうち、次のいずれにも該当する者は、評議員となるべき資格を有する。
 - (1) 入会日から次項の理事会の日の前日までの期間が2年以上であること。
 - (2) 会費を完納していること。
 - (3) 肝胆膵外科に関する研究実績を有すること。
- 3 評議員となろうとする正会員は、理事会が別に定めるところにより申し込み、理事会の承認を受けなければならない。
- 4 前第2項の規定に関わらず、評議員であって次条第1項第2号の事由によりその資格を喪失する者は、理事会が別に定めるところによりその資格の更新を申し込むことができる。

(評議員の資格の喪失)

- 第13条 評議員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
 - (1) 正会員の資格を喪失したとき。
 - (2) 評議員となった日以後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会が終結したとき。
- 2 前項第2号の規定に関わらず、合併の無効、総会の決議の不存在若しくは無効の確認若しくは取消し、解散、 責任追及又は役員の解任の訴えを提起した評議員は、当該訴えに係る裁判が終結するまでの間は、評議員の資 格を失わない。

(評議員名簿)

第14条 当法人は、評議員の氏名及び住所を記載し又は記録した名簿を作成し、主たる事務所に備え置く。

第4章 役員等

(役員)

- 第15条 当法人に,次の役員を置く。
 - (1) 理事 17名以上30名以内
 - (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事の中から,理事長1名,副理事長1名を定め,理事長をもって一般法人法上の代表理事,副理事長をもって同法上の業務執行理事とする。
- 3 副理事長のほか、理事の中から、業務執行理事を定めることができる。

(役員の選任)

- 第16条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
- 2 理事長、副理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって定める。
- 3 理事のうち, 理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は, 理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務)

- 第17条 理事長は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があったとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 業務執行理事は、理事会の決議したところに従い、当法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。
- 5 理事は、理事会を構成する。

(監事の職務)

- 第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。
- 2 監事は、理事が不正の行為をし若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき又は法令若しくは本定 款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告する。

この場合において監事は、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。

- 3 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは本定 款に違反し又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告する。
- 4 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(役員の任期)

- 第19条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠により選任された役員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(役員の解任)

第20条 役員は、いつでも総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総評議員の半数以上であって総評議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(学会幹事)

- 第21条 当法人に、理事の職務遂行を補助するため、若干名の学会幹事を置く。
- 2 学会幹事は、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。
- 3 学会幹事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

(役員報酬)

第22条 役員及び学会幹事は、無報酬とする。ただし、職務執行のために要した費用は支弁することができる。

第5章 会議

(総会)

- 第23条 当法人の総会をもって一般法人法上の社員総会とし、総会は評議員をもって構成する。
- 2 評議員は、各1個の議決権を有する。
- 3 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。
- 4 定時総会は、毎事業年度に1回、事業年度終了後3か月以内に開催する。
- 5 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め総会の招集を決定したとき。
 - (2) 総評議員の議決権の10分の1以上の議決権を有する評議員から理事長に対し総会の招集の請求があったとき。
- 6 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 7 総会は、総評議員の議決権の過半数を有する評議員が出席しなければ、開催することができない。ただし、他の評議員に表決を委任した評議員又は当該総会が書面若しくは電磁的方法によって議決権を行使することができる場合においてこれらの方法により表決した評議員は、出席したものとみなす。
- 8 総会は、次の事項を決議する。
 - (1) 会費の額
 - (2) 会員の除名
 - (3) 役員の選任及び解任
 - (4) 定款の変更
 - (5) 事業計画及び収支予算
 - (6) 事業報告及び計算書類
 - (7) 解散及び合併
 - (8) その他、法令に規定する事項及び本定款に定める事項
- 9 総会の議長は、理事長がこれに当たる。
- 10 総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、総評議員の議決権の過半数を有する評議員が出席し、出席した評議員の議決権の過半数をもって行う。
- 11 総会の議事については、議長が法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び議事録署名人2名がこれに署名又は記名押印し、これを当該総会の日から主たる事務所に10年間、従たる事務所に5年間、備え置く。議事録署名人は、当該総会において出席した評議員の中から選出する。

(理事会)

- 第24条 当法人に理事会を置き、理事をもって構成する。
- 2 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。
- 3 理事長は、他の理事又は監事から理事会の招集の請求を受けたときは、その請求を受けた日から5日以内に、 その請求を受けた日から14日以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。
- 4 理事会は、理事の過半数が出席しなければ、開催することができない。
- 5 理事会は、法令に規定する事項及び本定款に定める事項のほか、総会の権限に属さない当法人に関する一切 の事項について決議することをその職務とする。
- 6 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。
- 7 理事会の決議は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 8 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。
- 9 理事会の議事については、理事長が法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事がこれに署名又は記名押印し、これを当該理事会の日から主たる事務所に10年間備え置く。

第6章 委員会, 事務局及び学術集会

(委員会)

- 第25条 当法人には、理事会の決議によって、当法人の業務を遂行するために必要な委員会を設置することができる。
- 2 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。
 - (1) 担当理事
 - (2) 委員長
 - (3) 委員

- (4) その他理事会が必要と認めた者
- 3 担当理事は、理事長又は業務執行理事の中から、理事会の決議によって定める。
- 4 委員長は、理事会の決議を経て理事長が委嘱する。
- 5 委員は、委員長の推薦により理事長が選任する。
- 6 委員会における担当理事,委員長及び委員の任期は2年とし,再任を妨げない。
- 7 委員会の目的、任務、組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議によって別に定める。

(事務局)

- 第26条 当法人に、当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議によって別に定める。

(学術集会)

- 第27条 当法人は、毎事業年度に1回、学術集会を開催する。
- 2 学術集会の会務は、次に掲げる者をもって運営する。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 次期会長 1名
 - (3) 次々期会長 1名
- 3 会長及び次期会長には、それぞれ次期会長及び次々期会長であった者が、理事会及び総会の承認を経て、学 術集会が終了した日の翌日をもって就任する。
- 4 次々期会長は、理事会の決議によって評議員の中から選任し、総会の承認を受ける。
- 5 会長は、学術集会を開催するとともに、その会務を統括し、次期会長及び次々期会長は、会長を補佐する。
- 6 会長、次期会長及び次々期会長の任期は、翌事業年度に開催される学術集会が終了する日までとし、再任はできない。

第7章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第28条 当法人は、基金を引き受ける評議員を募集することができる。

(基金の取り扱い)

第29条 基金の募集及び基金の管理について必要な事項は、理事会の決議によって別に定める。

(基金の拠出者の権利)

第30条 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

(基金の返還手続)

第31条 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第32条 当法人の資産は、会費、補助金、寄付金その他をもって構成する。

(資産の管理)

第33条 当法人の資産は、理事会が別に定めるところにより、理事長が管理する。

(経費の支弁)

第34条 当法人の事業及び管理に要する経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

- 第35条 当法人の事業計画及び収支予算については、理事長が次の書類を作成し、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書

(事業報告及び計算書類)

- 第36条 当法人の事業報告及び計算書類については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し又は提供しなければならない。
 - (1) 事業報告書及びその附属明細書
 - (2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書
- 2 事業報告については、理事長がその内容を定時総会に報告しなければならない。
- 3 貸借対照表及び損益計算書については、定時総会の承認を受けなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第37条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(会計原則)

第38条 当法人の会計は、一般に公正妥当と認められる非営利法人の慣行に従わなければならない。

(事業年度)

第39条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 本定款の変更を決議するには、総会において、総評議員の半数以上であって総評議員の議決権の3分の 2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(解散)

第41条 当法人の解散を決議するには、総会において、総評議員の半数以上であって総評議員の議決権の4分の 3以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(残余財産)

第42条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的と する公益社団法人若しくは公益財団法人、国又は地方公共団体に贈与する。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

- 第43条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議によって別に定める。
- 3 会員は、すべて同等の情報開示請求権を有する。

(個人情報の保護)

- 第44条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。
- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議によって別に定める。

(公告)

第45条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、官報に掲載する方法により行う。

(書類及び帳簿の備付等)

- 第46条 当法人の主たる事務所に、次の書類及び帳簿を備え置く。ただし、他の法令によりこれらに代わる書類又は帳簿を備えたときは、この限りでない。
 - (1) 定款
 - (2) 会員及び評議員の名簿
 - (3) 役員及びその他の職員の名簿及び履歴書
 - (4) 認定, 許可, 認可及び登記に関する書類
 - (5) 本定款に定める機関の議事に関する書類
 - (6) 財産目録
 - (7) 事業計画書及び収支予算書

- (8) 事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書
- (9) 前号の書類に係る監査報告書
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

第11章 称号

(称号の授与)

- 第47条 当法人は、当法人の進歩及び発展に寄与した個人に、理事会が別に定める基準に基づき、次の称号を与えることができる。
 - (1) 名誉創立者
 - (2) 名誉理事長
 - (3) 名誉会員
 - (4) 特別会員

第12章 補則

(委任)

第48条 本定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議によって別に定める。

(法令の準拠)

第49条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

附則

- 1本定款は、当法人の成立の日(平成23年4月1日)から施行する。
- 2本定款は、平成29年6月7日から一部改正の上、施行する。
- 3本定款は、令和元年6月14日から一部改正の上、施行する。